

2回目の加盟国協議に諮られているISPM案

種子の国際移動

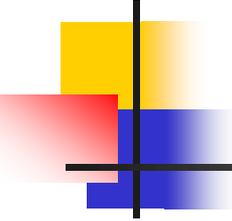
(2009-003)

種子の国際移動を取り巻く状況

- ◆ 種子は病害虫の侵入リスクが高い経路
- ◆ 種子をめぐる国際分業が進んでいる
(品種開発、選抜、評価、採取(生産)、調製・検定、輸入)

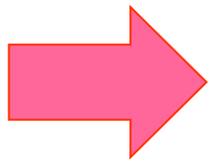


各国の輸入要件を
満たす必要がある

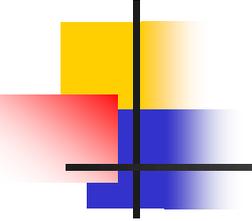


基準を作成する背景及び目的

- 各国の輸入検疫要件、検査方法、同定方法が様々
- 生産段階では最終目的国がまだ確定していないため輸入国の要求を満たすことができない等の問題が発生

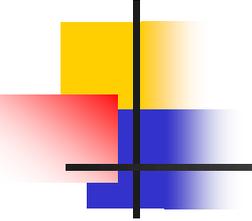


**種子に伴う病害虫の国際的なまん延を
最小限にするためのISPM**



これまでの経緯

- 2010年3月 IPPC総会でトピックに追加
- 2011年5月 基準委員会が仕様書を承認
- 2013年7月 専門家作業部会が原案作成
- 2014年7月 1回目加盟国協議
- 2016年5月 基準委員会が修正案を承認
- 2016年6月 森林検疫の技術パネル(TPFQ)が森林樹木種子の課題を含めるよう提案
- 2016年7月 2回目加盟国協議



本基準の構成

1 病害虫リスクアナリシス(PRA)

2 植物検疫措置

3 植物検疫措置の同等性

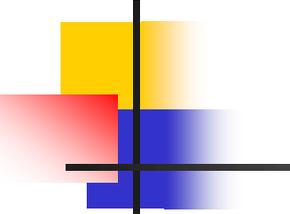
4 特定要件

5 植物検疫証明

6 記録の保持

付録1 種子に侵入する病害虫グループの可能性に関する指針

付録2 参考文献

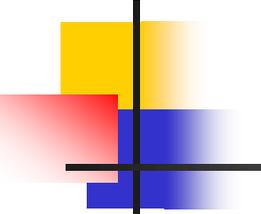


本基準の概要(1)

1 病害虫リスクアナリシス(PRA)

PRAでは、種子の①輸入目的(例:研究、栽培、検定)及び②規制有害動植物が定着又はまん延する可能性、経済的に影響を及ぼす可能性、を検討すべき。

- ・検疫有害動物としての種子(雑草、侵略的外来種)
- ・侵入経路としての種子(病害虫毎に種子から種子へ伝染しまん延するおそれがあるか等を検証)
- ・輸入の目的(実験室での検定・破壊分析用、条件下での栽培用、野外栽培用)
- ・種子のミックス及びブレンド(複数の種・品種・栽培品種、複数の原産国、異なる収穫年の種子が混合している場合も、それぞれについて検討が必要。また、植物検疫証明書には、全ての種子の原産国を記載する必要あり。)
- ・生産における病害虫リスク管理(PRM)(栽培前、収穫前、収穫後等、各生産段階や種子消毒におけるPRM)



本基準の概要(2)

2 植物検疫措置

検疫有害動植物の侵入及びまん延を防ぐため、PRAで判明した規制非検疫有害動植物の許容範囲を明確にするために、病害虫リスクに比例した植物検疫措置が単独又は複合的に行われるべき。

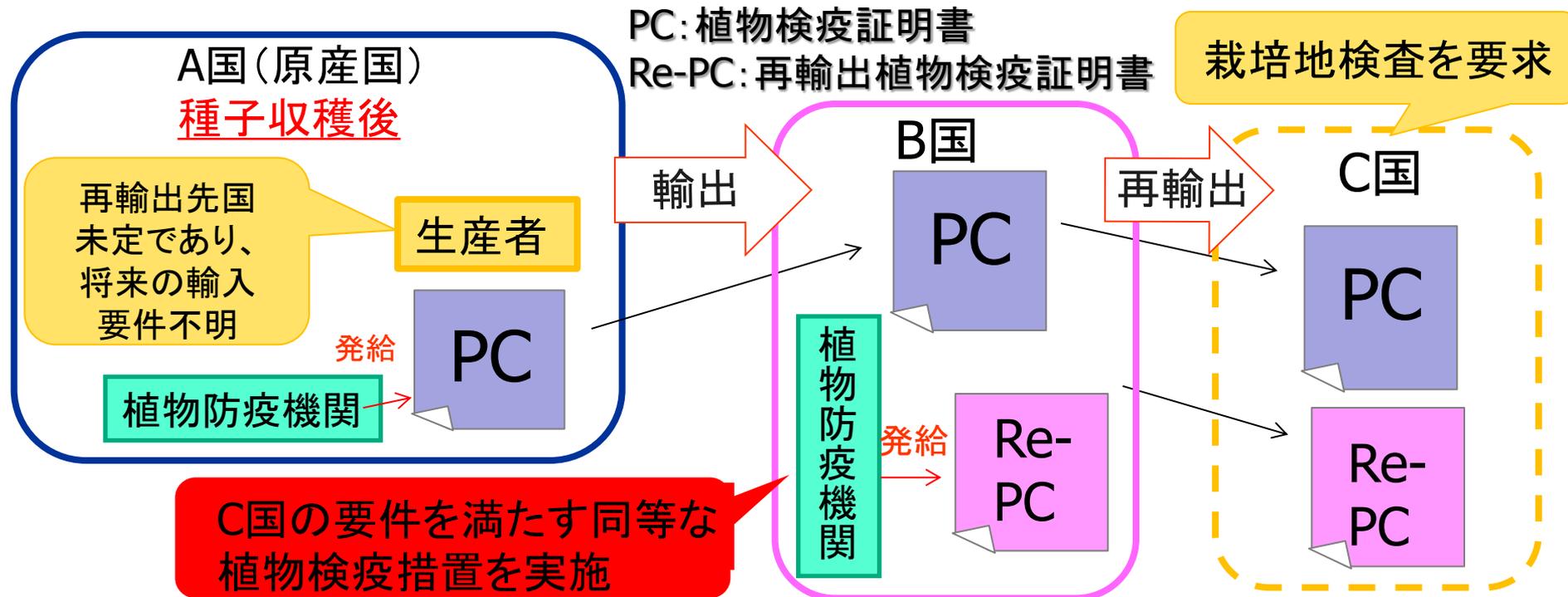
【項目】

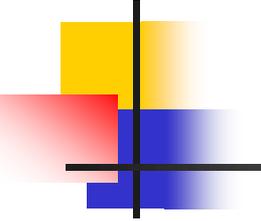
- ・病害虫がないことに関する積荷の検査と検定
- ・栽培地検査
- ・病害虫の無発生地域・無発生生産地・無発生生産用地・低発生地域
- ・植物検疫処理
- ・隔離検疫
- ・輸入禁止

本基準の概要(3)

3 植物検疫措置の同等性

種子の国際移動にとって特に重要。輸入国の植物防疫機関が輸入検疫要求事項を設定する際、要件を満たす複数の選択肢を提供する。





本基準の概要(4)

4 特定要件

- ・検査(種子の検査(目視検査、検鏡、精密検定、被覆された種子は除去して検査)、栽培地検査)
- ・ロットのサンプリング(検査はサンプリングされた種子を用いて実施、その方法は統計学的根拠又は実施可能性に基づく。少量種子の場合は輸入国で検討。)
- ・検定(分子学的、血清学的診断法を用いる場合は国際的に認識された方法等を用いること。)

5 植物検疫証明

6 記録の保持

- ・種子は長期間貯蔵可能なため、貯蔵している種子の植物検疫にかかる情報は保持すべき。

1回目加盟国協議以降の主な変更点(1)

変更箇所	変更内容
<p>1. 病害虫リスクアナリシス(PRA) 1.2 侵入経路としての種子</p>	<p>種子伝染性病害虫の具体例を追加</p>
<p>1.3 輸入の目的</p>	<p>5種類から3種類に変更 1 実験室での検定用や破壊分析用・・・検疫措置を要求すべきではないだろう 2 植物検疫条件下での栽培用・・・PRAに応じた適切な検疫措置を要求すべき 3 屋外での栽培用・・・病害虫リスクに比例した検疫措置を要求する可能性がある。規制非検疫有害動植物の限定的な許容量は示されるべき</p>
<p>1.5 種子生産における病害虫リスク管理</p>	<p>森林樹木種子に関する記述を追加 種子生産のための措置内容が2.6から1.5に移動</p>
<p>2. 植物検疫措置 2.3 病害虫無発生地域、生産地、生産用地及び低密度発生地域</p>	<p>病害虫の無発生地域、無発生生産地、無発生生産用地に低密度発生地域を追加</p>

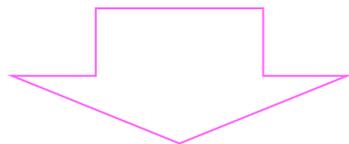
1回目加盟国協議以降の主な変更点(2)

変更箇所	変更内容
2.4 植物検疫処理	熱、温湯、農薬、化学消毒薬に <u>蒸熱</u> 及び <u>生物剤</u> を追加
4. 特定要件 4.1.1 種子の検査	コーティング、シードテープ等の被覆された種子については、 <ul style="list-style-type: none"> 「輸入検査において病徴が分かりにくい場合があるため、種子の洗浄を行い、被覆剤を除去して検査を実施する場合がある」旨の一文が追加。 輸入国の植物防疫機関は輸出国に対して、被覆する前の「種子サンプル」のほか、「<u>輸出前の種子検定結果</u>」を求める場合があることを追加。
4.2.1 小ロットのサンプリング	例示の削除
6. 記録の保持	最短5年から「 <u>種子を保管している間</u> 」に変更

注：赤字部は我が国のコメントに関連する内容を示す。

1回目各国協議時に提出した主なコメント

- ① 種子の用途について、関連した病害虫リスクをより明確にするよう栽培用と非栽培用の2種類としその中で場合分けをする。
- ② 被覆された種子について目視検査を行う場合はその除去が必要
- ③ 被覆された種子について、輸入国の植物防疫機関は輸出国の植物防疫機関に対し、病害虫リスクアナリシス用の被覆前の種子サンプル提供を要求できる、とあるが、この要件は不要(不採用)
- ④ 種子の記録の保管年数は5年ではなく10年とする。



- 2014年協議時のISPM案から大幅に修正されているものの、上記不採用以外の提出コメントは概ね反映されている。